

令和5年度第1回北九州市障害者施策推進協議会（5月16日開催）

での質問等について

○現行計画 分野10 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

「10－（2）－4」（成年後見制度の利用環境の整備）

「成年被後見人等からなるチーム」とあるがチームとは何を指すのか。

【回答】

成年被後見人の身近な親族や介護支援専門員、相談支援専門員、介護サービス事業者、医療・福祉・地域の関係者等が「チーム」となり、日常的な関わりを通して成年被後見人の意思を汲み、意思を尊重した心身・財産の保護ができるよう成年被後見人と成年後見人を支えるもの。

○現行計画 分野9 安全・安心の実現（防災・防犯、消費者保護）

「9－（3）－2」（消費者安全に関するネットワークの構築）

次期計画の案では消費者団体が削除されているがその理由は何か。

【回答】

消費生活センターに確認したところ、前回計画策定時には婦人団体系の消費者団体があったが、約2年前に解散したため、今回、削除したとのこと。

○相談に対応できる人の数はどうなっているのか。

【回答】

北九州市では障害者手帳の交付をはじめとする、各種障害福祉制度の利用相談の窓口として各区役所に「高齢者・障害者相談コーナー」を設置している。

各区役所のコーナーの職員の合計86名

門司区役所 10名、小倉北区役所 16名、小倉南区役所 14名、
若松区役所 9名、八幡東区役所 10名、八幡西区役所 18名、
戸畑区役所 9名